

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針

平成26年6月19日
文部科学省初等中等教育局教職員課

目次

| | |
|--|---|
| 趣旨..... | 1 |
| 第1章 教育職員検定において確認すべき事項..... | 2 |
| 第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容..... | 3 |
| 第1節 授与候補者の教員としての資質の確認..... | 3 |
| 第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能..... | 3 |
| 第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見..... | 5 |
| 第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認... 5 | |
| 第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通 じた確認..... | 5 |
| 第4節 付加的観点..... | 5 |
| 第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等..... | 6 |
| 第1節 教育職員検定の具体的な審査方法..... | 6 |
| 第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知..... | 6 |
| 第4章 その他..... | 7 |
| 第1節 研修計画の立案、実施について..... | 7 |
| 第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について..... | 7 |
| 第3節 特別免許状所有者の配置割合について..... | 7 |
| 第4節 既に特別免許状を授与された者の任命・雇用について..... | 8 |
| 第5節 特別非常勤講師制度等の活用について..... | 8 |

趣旨

- 特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状である。
- すなわち、教職課程を経ていないながらも、学校の教員として学校教育に貢献することのできる優れた知識経験等を有する者が授与対象者となる。したがって、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定は、外国の教職課程を経ていることを前提とし行う教育職員免許法第18条に基づく教育職員検定とは異なる。
- 都道府県教育委員会によっては、特別免許状に係る審査基準を具体的に定めていない場合や、審査基準を厳格に定めている場合があり、全国的に制度の利用が進んでいるとはいえない状況である。
- これらのことを踏まえ、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、以下において、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定等に関する指針を示す。

第1章 教育職員検定において確認すべき事項

教育職員検定においては、主に次に掲げる3点を確認することが適切である。

- 授与候補者の教員としての資質の確認
- 任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認
- 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

具体的な内容は、第2章第1節から第3節に示すとおりである。なお、教育職員検定においては、これらの観点に加え、第2章第4節に示す付加的観点を選択的に用いることも考えられる。

第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容

第1節 授与候補者の教員としての資質の確認

授与候補者の教員としての資質については、第1項及び第2項に掲げる観点を中心に検定を行うことが適切である。

第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②に該当することを確認する。

① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたり概ね計600時間（授業時間を含む勤務時間）以上あること。

イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）

・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）

・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）

・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・企業等における英語等による勤務経験
- ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験 等

【参考：在留資格について】

授与候補者が日本国籍を有していない場合、我が国において教育活動等を行うためには、在留資格を有していることが必要である。

特別免許状の授与及び在留資格の取得に係る主なケースは以下のとおり。

(1) 外国にある教育施設等において教科に関する専門分野に関する勤務経験等がある者に対し、特別免許状を授与する場合

- ①外国にある教育施設等において、概ね3年の勤務経験
↓
- ②教育職員検定を受けるため渡日
【「短期滞在」(15～90日)の在留資格】
↓
- ③教育職員検定合格、特別免許状の授与
↓
- ④教員(講師など)として勤務
【「教育」(3月～5年)の在留資格(注1)】

(注1) 特別免許状の授与後、そのまま我が国での勤務を開始するためには、地方入国管理官署において「教育」の在留資格への変更が認められる必要がある。

(2) 渡日した後に、特別非常勤講師や外国語指導助手(A L T)等として、学校において教科に関する授業に携わり、その経験に基づき特別免許状を授与する場合

- ①特別非常勤講師やA L T等として学校に勤務するため渡日
【「教育」の在留資格(注2)】
↓
- ②特別非常勤講師やA L T等として、1学期間以上にわたる概ね計600時間の勤務経験
↓
- ③教育職員検定
↓
- ④教育職員検定合格、特別免許状の授与
↓
- ⑤教員(講師など)として勤務

(注2) 渡日前に在留資格認定証明書の交付を受けていることが必要(当該申請を行うに際しては、申請人の活動内容等を明らかにする資料として、雇用者等が発行する勤務内容が記された書類等の提出が必要※)。そのためには、学歴要件や報酬要件を満たしていることに加え、A L Tとして勤務する場合は、当該外国語により12年以上の教育を受けていること、外国語以外の科目の指導助手として勤務する場合は、教育機関において当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を有していることが必要。

※その他の提出資料の詳細については法務省HPを参照。

(http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_nintei10_10.html)

第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認する。

- ① 授与候補者が提出した推薦状（第2節の推薦状とは別に2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を必ず含む。）の内容評価
- ② 本人の申請（志願）理由書

第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦状において、授与候補者を配置することにより学校教育が効果的に実施されることを確認することが適切である。

その際、次の①、②及び③の観点により確認することが考えられる。

- ① 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容
- ② 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
- ③ 第4章第1節～第3節に関する対応状況

第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質について、第三者の評価を通じて確認することが必要である。

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項に定める学識経験を有する者による面接により行うことが適切である。

第4節 付加的観点

第1節に定める要件を十分に満たさない場合についても、各都道府県教育委員会の判断により、次に掲げる観点のいずれかなどを考慮し、特別免許状の授与を行うことも妥当であると考えられる。

- (例)
- ① 外国の教員資格の保有
 - ② 修士号、博士号等の学位の保有
 - ③ 各種競技会等における成績
 - ④ 大学における教職科目の履修
 - ⑤ 模擬授業の実施による評価

第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

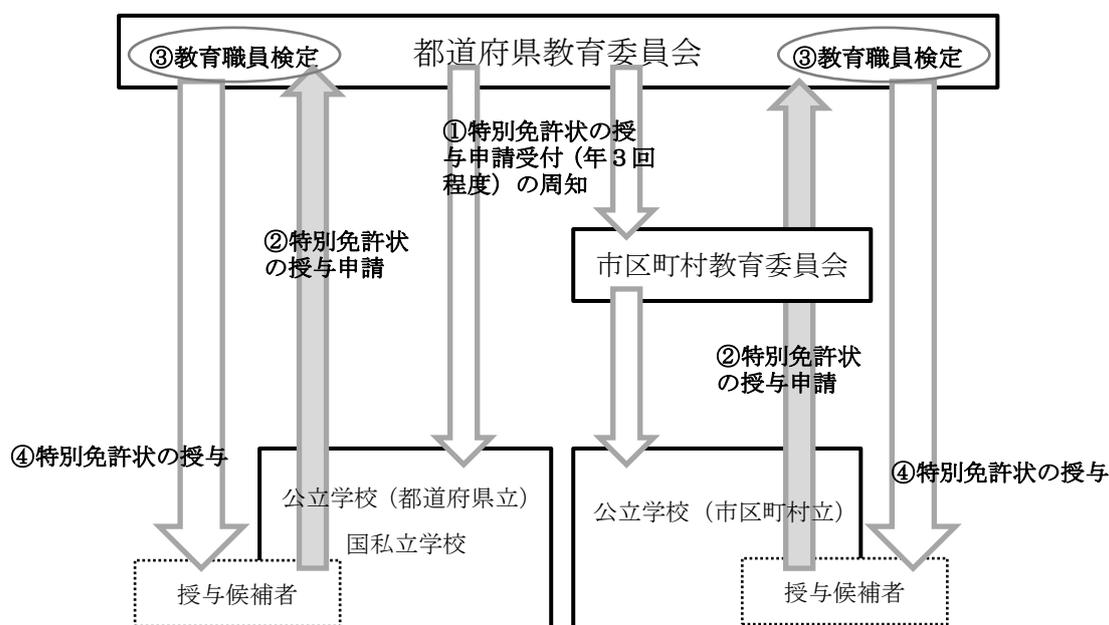
第2章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における書類審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が書類審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。

※ 特別免許状授与申請手続の流れ（例）



第4章 その他

特別免許状所有者を任命・雇用する際には、第1節から第5節について十分留意の上、任命・雇用することが望ましい。

第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

第3節 特別免許状所有者の配置割合について

特別免許状所有者を指導・支援しながら、学校全体として適切に教育活動を進めることのできる環境を確保するため、特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数（小中一貫や中高一貫の教育課程を編成している場合には、当該課程を担当する全教員数。以下同じ。）の5割以内とすること。このうち、下記※に該当しない特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の2割以内とすること。

なお、主として外国語によって教育を行う場合など教育方針や教育の実施上の特別な理由により上記の特別免許状所有者の配置割合では対応が困難であって、かつ、研究開発学校又は教育課程特例校として文部科学大臣の指定を受けている場合には、この限りではない。

※ 特別免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験（当該校に限らない）があり、普通免許状所有者と同等に教育活動及び校務を担当することができると認められる者

第4節 既に特別免許状を授与された者の任命・雇用について

既に特別免許状を授与された者を任命・雇用する場合には、前任校における勤務実績及び評価について確認をすること。

第5節 特別非常勤講師制度等の活用について

特別免許状は、普通免許状と同様に教諭として学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主として担当する教員が当該校に配属されていることが必要）。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教員とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、土曜日の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合にも、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者と共に地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。